

官報

号外

平成七年四月十四日

○第百三十二回 衆議院會議録 第二十一号

平成七年四月十四日(金曜日)

議事日程 第十五号

平成七年四月十四日

午後一時開議

第一 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

永年在職の議員石原慎太郎君及び近江巳記夫君

に対し、院議をもって功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長發議)

日程第一 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出)

惡臭防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

地方分権推進法案(内閣提出)

午後一時六分開議

○議長(土井たか子君) 皆さん、ただいま外交官

傍聴席に、トーマス・フォーリイ前アメリカ合衆

國連邦議會下院議長御夫妻がお見えになっており

ます。御紹介申し上げます。

(拍手)

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。

十五年に達せられました石原慎太郎さん及び近江巳記夫さんに対し、先例により、院議をもってその功勞を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員石原慎太郎君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもってこれを表彰する

(拍手)

議員近江巳記夫君は衆議院議員に當選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもってこれを表彰する

(拍手)

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(土井たか子君) この際、石原慎太郎さん及び近江巳記夫さんから發言を求められております。順次これを許します。石原慎太郎さん。

(石原慎太郎君登壇)

○石原慎太郎君 昭和四十一年の暮れから翌年にかけて、私は、ある新聞社の特派員として、当時既にデルタ地域にまで共產勢力が進出していたベトナム戦争の取材に赴きました。

あのベトナムで私が強く感じたことは、首都サイゴンへの知識階級のみずからの国で行われている戦争への驚くほどの無関心、冷笑的な態度でありました。それゆえに、私は、あの国がやがて間違はなく共產化されることを確信していました。

同時に、私は、あの教養高いベトナムのインテリと日本の知識人たちがその政治姿勢において互いに非常に似ているという気がしてなりません。ということです、祖国日本もまた、いつか

の将来、あるいは自由主義体制が侵食され崩壊する日が来るのではないかと。ならば、それを防ぐためにはみずから行動すべきではないかと。私が政界に身を投じる決心をしたのは、あの他國の戦争で感じたもののゆえにでありました。

そして、その翌年、昭和四十三年の參議院全國区に立候補、當選し、後に衆議院に転じて、以来今日に及びます。私の政治家への転身の動機は、その後の日本の発展と安定を眺めれば、幸いにも杞憂に終わりました。すべて國民の英知ある選択と、やむことのない努力のおかげであります。

(拍手)

その間、私も私なりに、志を同じくした仲間とともに政治の金権性と戦い、あるいはアメリカや中国の対日関係における一方的な主張に反発し、微力ながらの戦いもしてまいりました。

最も欣快とするのは、日本側の利益を何ら反映することのなかったあの日中航空協定に最後まで反対した我々青嵐會を當時の周恩来首相が評して、彼らの言うことが当たり前だ、私が日本の政治家だったら彼らと同じことを言っただろうと周辺に語ったということ、後に複數の方々から聞かされたことであります。

しかしなお、今日この表彰を受けて改めて私は、みずからの力の足りなさに慙愧せざるを得ません。政治家の経歴は決して、決して長きをもつてよしとするものではないということを改めて痛感自覚し、ただ恥じ入るのみであります。(拍手)

イデオロギーの生んだ冷戦構造が崩壊した今、政治の対立軸が喪失されて、私たちは新しい輕薄な混乱の中にあります。新しい文明秩序の造形のために、多くの可能性に満ちているはずのこの日

本の将来を毀損しかねないような問題が幾つも露呈してきているのに、現今の政治はそれにほとんど手をつけられぬままに、すべての政党、ほとんどの政治家は、今はただいかにみずからの身を保つかという最も利己的で卑しい保身の目的のためには働いていません。(拍手)

こうした政治の現況に、国民がもはや輕蔑を通り越して、期待し裏切られることにも倦んで、ただ無関心に過ぎていくという状況は、政治の本質的危機としか言いようがありません。

植民地支配によって成り立っていたヨーロッパ近代主義の繁栄が終焉し、到来しつつある新しい歴史のうねりの中で、新しい世界の文明秩序が期待されている今、歴史的必然としてアジアに回歸し、他のだれにも増して新しい歴史創造の作業への参加資格のあるはずのこの日本は、いまだに国家としての明確な意思表示さえできぬ、男の姿をしながら実は男子としての能力を欠いた、さながら、さながら去勢された高官のような国家になり果てています。それを官僚による政治支配のせいというなら、その責任は、それを放置している我々すべての政治家にこそあるのではありませんか。

現在の日本国民の政治に対する輕侮と不信は、今日このような表彰を受けたとはいえず、実はいたずらに馬鹿を重ねてきただけではない、まさにこの私自身の罪科であるということを改めて恥じ入り慙愧するのみであります。

それでもなお、かくも長きにわたってこのような私に期待し支持を賜った国民の皆様、この場をおかりして改めて心より御礼を申し上げ、あわせて深い深い慙愧の念をあらわす次第であります。

ます。

そして、そのゆえをもって、私は、今日この限りにおいて国会議員を辭職させていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 近江日記夫さん。

(近江日記夫君登壇)

○近江日記夫君 ただいま院議をもちまして永年在職議員表彰の御決議を賜りましたことは、まことに身に余る光栄であり、感激にたえません。心から御礼を申し上げます。(拍手)

今日まで御指導、御鞭撻を賜りました先輩、同僚議員の皆様、深く感謝を申し上げます。また、長年にわたって国政に参画できましたのも、ひとえに大阪三区選挙区の方々を初め多くの皆様方の温かい御支援と御厚情によるもので、この機会に改めて衷心より御礼を申し上げます。(拍手)

私は、昭和四十二年一月の第三十一回総選挙で初めて国会に議席を得させていただきました。三十一歳、公明党が初めて衆議院に進出したときでありました。以来今日までの四半世紀余り、我が国の政治を取り巻く情勢は目まぐるしいものがありました。

沖繩返還、日中国交回復、バブルの崩壊、冷戦終結、五五年体制の崩壊、自民党の長期政権崩壊、連立政権の誕生などなど、いずれをとっても激動と困難の連続でありました。時代は昭和から平成へとかわり、こころは戦後五十年という歴史の一区切りの年を迎えました。いろんな思いが私の胸をよぎります。しかしながら、今また、過去を振り返るとまもないほど相次いで大きな問題が押し寄せ、政治に対し厳しい選択を迫っております。

政治、行政、経済、社会など全般にわたって、これまで我が国を支えてきたシステムが行き詰まり、根本的に再検討を迫られているのであります。国際化社会の中で日本がどう生きるべきかも問われております。私は、内外にわたって、日本人の生きざま、文明自体が歴史的な転換期を迎えていることを痛感いたしております。このときに当たり、議会制民主主義と政党の果たすべき役割はいや増して大きいものがあると確信いたします。

二十一世紀を目前にして、新しい時代への胎動、産みの苦しみとしても、日本のよき伝統は受け継ぎながら、改革を大胆に進める必要があります。あらゆる困難を乗り越え、民主主義の力によってこれを実現しなければならぬと思えます。

浅学非才な私ではありますが、本院の役員も経験させていただきました。羽田内閣のもとでは科学技術行政の責任者も務めさせていただきました。また、新たに、たゆまざる改革と責任ある政治を目指す新進党の結成に参画できました。国政は国民の厳粛な信託によることを一日たりとも忘れることなく、本日の榮譽と感激を胸に刻み、なお一層精進してまいります。

今後とも皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。御礼のこあいつといたします。ありがとうございます。(拍手)

日程第一 放送法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、放送法の一部

を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。通信委員長自見庄三郎さん。

放送法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(自見庄三郎君登壇)

○自見庄三郎君 ただいま議題となりました法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、真実でない事項の放送により権利を侵害された者に対する救済措置の改善を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、訂正または取り消しの放送に關し、真実でない事項の放送により権利を侵害された者が、放送事業者に対して訂正または取り消しの放送の請求を行う期間を、「放送のあつた日から二週間以内」から「放送のあつた日から三箇月以内」に延長すること。

第二に、放送番組の保存に關し、訂正または取り消しの放送の關係者等が放送後に放送番組の内容を確認することができるようになるため、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を、「放送後三週間以内」から「放送後三箇月間」に延長するとともに、訂正または取り消しの放送の關係者等が放送番組の内容を確認する方法は、視聴その他の方法によること等であります。

本案は、去る四月十二日大出郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十三日質疑を行い、採決

の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、悪臭防止法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

悪臭防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 悪臭防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長阿部昭吾さん。

悪臭防止法の一部を改正する法律案及び同報告書
書
(本号末尾に掲載)

(阿部昭吾君登壇)

○阿部昭吾君 ただいま議題となりました悪臭防止法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年、複数の物質が複合してより強い悪臭となつて苦情の原因となる場合が多く生じていること、さらに、日常生活に起因する悪臭についての苦情の割合が増加する傾向にあること等にかんがみ、悪臭防止対策の一層の推進を図るため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、都道府県知事は、指定した規制地域のうち、特定の悪臭物質の濃度による規制基準によつては生活環境を十分に保全することができないと認められる区域については、その規制基準にかえて、人間の嗅覚を用いた測定法に基づき臭気指数を用いた規制基準を定めることができること、
第二に、国民の責務として、日常生活に伴う悪臭の発生防止に努めるとともに地方公共団体または国による施策に協力すること、また、地方公共団体及び国の責務として、普及啓発その他悪臭の防止のための施策を推進するよう努めること等であります。

本案は、三月二十四日参議院より送付され、同日本委員会に付託となり、四月十一日宮下環境庁

長官から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方分権推進法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地方分権推進法案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 地方分権推進法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方分権に関する特別委員長笹川堯さん。

地方分権推進法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(笹川堯君登壇)

○笹川堯君 ただいま議題となりました地方分権推進法案につきまして、地方分権に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するため、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであり、その主な内容は以下のとおりであります。

第一に、地方分権の推進は、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとし、また、国及び地方公共団体の責務について所要の規定を設けております。

第二に、地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務など国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うことを旨として行われるものであります。また、そのための施策として、国は、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規制、機関委任事務、補助金等の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとしております。

第三に、政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即して地方分権推進計画を作成し、これを

国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならぬこととしております。

第四に、総務府に地方分権推進委員会を置き、委員会は、地方分権推進計画の作成のための具体的な方針を内閣総理大臣に勧告するとともに、同計画に基づき施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べること

を任務としており、委員会の勧告または意見については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。

第五に、この法律は、政令で定める施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失うこととしております。

本案は、去る三月十日本委員会に付託され、同日山口総務庁長官から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、冬柴鐵三君外三名提出の地方分権の推進に関する法律案とともに一括して議題とし、村山内閣総理大臣に対する質疑を行ったのを初め、四月十二日にはいわゆる地方公聴会を福島県及び滋賀県において開催し、地元地方団体関係者から意見を聴取し、昨日は参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を行いました。

委員会におきましては、地方分権の推進の意義と基本理念、その憲法との関係、国と地方との役割分担のあり方、機関委任事務制度の存廃問題、地方税財源の充実確保の必要、地方分権推進委員会の委員の人选のあり方等、広範多岐にわたる質疑が行われました。

なお、これに関連して、村山内閣総理大臣から、機関委任事務の「整理及び合理化その他所要の措置のうち、「所要の措置」には廃止も含まれる旨、また山口総務庁長官から、政府における検討の結果、機関委任事務制度の廃止について具体的な結論が得られる場合にはこれを廃止することを含む旨の答弁がそれぞれありました。

本日本案に対する質疑を終局したところ、本案に対し、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの四派共同により、地方分権の推進に関する国の施策として講じられる機関委任事務等の「整理及び合理化その他所要の措置」は「地方自治の確立を図る観点からの整理及び合理化その他所要の措置」とすること、内閣総理大臣は、地方分権推進計画作成のための具体的な方針について地方分権推進委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとするを内容とする修正案が提出され、その趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告をいたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

しました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

出席閣僚大臣

郵政大臣	大出 俊君
国務大臣	宮下 創平君
国務大臣	山口 鶴男君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

古物営業法の一部を改正する法律
宅地建物取引業法の一部を改正する法律
都市緑地保全法の一部を改正する法律
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

通信委員

辞任	補欠
小坂 憲次君	米田 建三君
米田 建三君	小坂 憲次君
辞任	補欠
高木 陽介君	齊藤 鉄夫君
齊藤 鉄夫君	高木 陽介君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

富田 茂之君	冬柴 鐵三君
古堅 実吉君	穀田 恵二君
冬柴 鐵三君	富田 茂之君

(議案付託)

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

保険業法案(内閣提出第九三三号)
保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九四号)

以上二件 大蔵委員会 付託

(議案送付)

一、昨十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律案
(議案通知)

一、昨十三日、参議院送付の次の内閣提出案を可

決した旨参議院に通知した。

古物営業法の一部を改正する法律案
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案
都市緑地保全法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成七年三月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

放送法の一部を改正する法律

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二週間」を「三箇月」に改める。
第五条の見出しを「(放送番組の保存)」に改め、同条中「政令の定めるところにより」を削り、「三週間以内」を「三箇月間(前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事実が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事実が継続する期間)」は、政令で定めるところにより、「前条」を「同条」に改め、「関係者が」の下に「視聴その他の方法により」を加え、「必要な措置をしなければ」を「放送番組を保存しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四条第一項(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第四条第二項及び有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後にされた放送、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送(以下「放送等」という。)について適用し、この法律の施行前にされた放送等については、なお従前の例による。

3 改正後の第五条の規定は、この法律の施行後にされた放送について適用し、この法律の施行前にされた放送については、なお従前の例による。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる放送等に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

真実でない事項の放送により権利を侵害された者に対する救済措置の改善を図るため、訂正又は取消しの放送の請求期間を延長するとともに、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に 関 する 報 告 書

一 議案の目的及び要旨
本案は、真実でない事項の放送により権利を侵害された者に対する救済措置の改善を図るた

め、訂正又は取消しの放送の請求期間を延長するとともに、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を延長する等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 訂正放送に関する事項

放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又は直接関係人が、訂正又は取消しの放送を請求する期間を、放送のあった日から三箇月以内とする。

2 放送番組の保存に関する事項

放送事業者は、放送番組の放送後三箇月間(訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事実が三箇月を超えて継続する場合には、六箇月を超えない範囲内において当該事実が継続する期間)は、放送番組の内容を放送後において審議機関又は訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならないこととする。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) その他所要の経過措置を設けることとする。

二 議案の可決理由

本案は、真実でない事項の放送により権利を侵害された者に対する救済措置の改善を図るため、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成七年四月十三日

通信委員長 自見庄三郎

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 訂正放送制度の改善について、その周知徹底を図るとともに、真実でない事項の放送により権利を侵害された者の権利を保護する観点から、訂正放送請求期間及び番組保存期間について必要に応じ検討を行うこと。

一 放送事業者が訂正又は取消し放送を実施するに当たっては、真実でない事項の放送により権利を侵害された者が十分に救済されるような放送が確保されることとなるよう努めること。

一 放送の持つ社会的影響力の大きさに堪がみ、放送番組審議機関の機能の活用、放送法を遵守した放送番組の確保等放送番組の一層の適正向上を図るための方策について、幅広く意見を求め検討を行うこと。

悪臭防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月二十四日

参議院議長 原文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

悪臭防止法の一部を改正する法律

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の一
部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十一条」に、「第三章
第四章 罰則」

則(第十四条、第十九条)を第三章
則(第二十条、第二十二条)を第四章
罰則(第

対策の推進（第十二条―第十七条）
 十八條―第二十二條）
 二十三條―第二十五條）
 に改める。

第一条中「悪臭物質の排出を規制する」を「悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進する」に改める。

第二条中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に、「そのなう」を「損なう」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であつて、総理府令で定めるところにより、人間の臭気感受性の

臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

第三条中「悪臭物質」を「悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。)」に改める。

第四条中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改め、同条第一号中「悪臭物質」を「特定悪臭物質を含む気体」に改め、「大気中」の下に「特定悪臭物

質の「を加え、同条第二号中「悪臭物質」を「特定悪臭物質を含む気体」に、「流量」を「特定悪臭物質の流量」に改め、「排出気体中の」の下に「特定悪臭物質の」を加え、同条第三号中「悪臭物質」を「特定悪臭物質を含む水」に改め、「排出水に含まれる」を

削り、「排出水中の」の下に「特定悪臭物質の」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によつては生活環境を保全することが十分でないと認めら

れる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。

一 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 総理府令で定める範囲内において、大気の臭気指数の許容限度として定めること。

二 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、総理府令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強

度（排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算定される値をいう。）又は排出気体の臭気指数の許容限度として定めること。

三 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、総理府令で定める方法により、排出水の臭気指数

の許容限度として定めること。

第八条第一項中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に、
「ことにより」を「場合において、その不快なにおいにより」に、「そこなわれている」を「損なわれている」に改め、同条第三項及び第四項中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に改める。

第九條中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に改める。

第十條中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に、「ただちに」を「直ちに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十一條中「悪臭物質の濃度」を「特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第二十二條を第二十五條とし、第二十一條中第十四條第一項を「第十八條第一項」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同條を第二十四條とする。

第二十条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条と第二十三条とする。

第四章を第五章とする。

第十九条中「悪臭の原因となる物質」を「悪臭原因物」に改め、第三章中同条を第二十二条とする。

第十八条を第二十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

(測定の委託)

第二十条 第八条第一項の規定による勧告を行うために必要な測定及び第十一条の規定による測定は、これらの測定を適正に行うことができる者として総理府令で定めるものに委託することができる。

第十六条及び第十七条を削る。

第十五条第一項中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に改め、同条第二項中「悪臭物質の濃度」を「特定悪臭物質の濃度又は気体若しくは水の臭気指数」に、「悪臭物質の排出防止技術」を「悪臭原因物の排出防止技術」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条第一項中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に
改め、同条を第十八条とする。

第二章を第四章とする。

第二章中第十三条の次に次の四条を加える。

(水路等における悪臭の防止)

第十四条 下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第十五条 地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

國は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国の援助)

第十八条 国は、事業場において発生する悪臭を防止するため必要な施設の設置又は改善につき、資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第十七条 国は、悪臭を発生する施設の改良のための研究、悪臭の生活環境及び健康に及ぼす影響の研究、悪臭の測定方法の研究その他悪臭の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第十二条を次のように改める。

(国民の責務)

第十二条 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体による悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第十二条の前に次の章名を付する。

第三章 悪臭防止対策の推進

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の第三条の規定により指定された規制地域は、改正後の第三条の規定により指定されたものとみなす。

2 改正前の第四条の規定により定められた規制

基準は、改正後の第四条第一項の規定により定められたものとみなす。

第三条 改正後の第四条第二項第一号の規定に基づき総理府令が施行されてから同項第二号及び第三号の規定に基づく総理府令が施行されるまでの間における同条の規定の適用については、同条第一項第二号中「前号の許容限度を基礎として」とあるのは、「前号の許容限度(次項第一号の規制基準を定めたことに伴い廃止された前号の規制基準に係る許容限度)を基礎として」と、同条第一項第三号中「第一号の許容限度を基礎として」とあるのは、「第一号の許容限度(次項第一号の規制基準を定めたことに伴い廃止された第一号の規制基準に係る許容限度)を基礎として」と、同条第二項中「同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより、同項各号のいずれかの規制基準に代えて、次の各号の規制基準で当該いずれかの規制基準に対応するものを次の各号に掲げるところにより定める」とする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号(六)の四、別表第三第一号九の九及び別表第四第一号(二)の六中「悪臭物質」を「臭原因物」に改める。

別表第四第二号(八)の三中「悪臭物質」を「臭原因物」に、「悪臭物質の濃度」を「特定

悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第二号中「第二条に規定する悪臭物質」を「第二条第一項に規定する特定悪臭物質」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第六條 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「こえない」を「超えない」に、「第二条に規定する悪臭物質」を「第三条に規定する悪臭原因物」に改める。

悪臭防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における悪臭の実態に的確に対応するため、人間の嗅覚を用いた測定法に基づく規制基準を都道府県知事が定めることができることとするともに、悪臭の防止に係る国、地方公共団体及び国民の責務等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の改正

目的を「この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とす

る。」に改めるものとする。

2 定義の改正及び追加

(一) 物質の濃度を基礎として規制する物質の名称を「悪臭物質」から「特定悪臭物質」に改めるものとする。

(二) 「臭気指数」とは、気体又は水に係る臭気の程度に関する値であつて、総理府令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいうものとする。

3 人間の嗅覚を用いた測定法による規制基準の設定

都道府県知事は、規制地域のうち、特定悪臭物質の濃度による規制基準によつては生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その規制基準に代えて人間の嗅覚を用いた臭気指数の許容限度による規制基準を定めることができるものとする。

4 悪臭防止対策の推進

(一) 国民の責務

何人も、住居が集合している地域においては、日常生活に伴う悪臭の発生防止に努めるとともに、国又は地方公共団体による悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならないものとする。

(二) 国及び地方公共団体の責務

(1) 地方公共団体は、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の

提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策の策定、実施に努めなければならないものとする。

(2) 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定、実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

5 その他

(一) 測定の委託

この法律の規定による測定は、これらを適正に行うことができる者として総理府令で定めるものに委託することができるものとする。

(二) 罰則の規定その他所要の規定の整備を行うものとする。

6 附則

(一) この法律は、平成八年四月一日から施行するものとする。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における悪臭の実態に的確に対応するため、人間の嗅覚を用いた測定法に基づく規制基準を導入する等の措置を講じようとするもので、その趣旨は妥当と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

る。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成七年四月十四日

環境委員長 阿部 昭吉

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

悪臭防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 嗅覚測定法を用いた規制制度の円滑な運用を図るため、その導入の趣旨を地方公共団体等に十分に周知徹底するとともに、今後、調査研究の推進、科学的知見の集積に努め、法第四条第二項第二号及び第三号の各規制基準の早期設定を図ること。

二 嗅覚測定法の導入に際し、事業者に対する指導に当たり、事業者のとるべき対応措置をできるだけ具体的に示す等により、悪臭防止対策が円滑に進められるよう十分配慮することを都道府県知事に指導すること。

とりわけ、小規模事業者等経営環境の厳しい事業者に対しては、事業活動への影響も十分考慮し、改善措置の段階的実施等、きめ細かく行われるよう都道府県知事を指導すること。

三 諸外国や他の環境分野における動向等を踏まえ、悪臭の測定方法、影響、防止技術等に関する調査研究を引き続き推進すること。

四 市民の自発的な悪臭の防止への取り組みを促

進するよう、普及啓発等を進めるとともに、より快適なおい環境づくりに向けた取り組みを一層進めること。

地方分権推進法案

右

国会に提出する。

平成七年二月二十八日

内閣総理大臣 村山 富市

地方分権推進法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 地方分権の推進に関する基本方針(第四条―第七条)

第三章 地方分権推進計画(第八条)

第四章 地方分権推進委員会(第九条―第十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの重要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権の推進に関する基本理念)

第二条 地方分権の推進は、国と地方公共団体と

が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じて行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

第二章 地方分権の推進に関する基本方針

(国と地方公共団体との役割分担)

第四条 地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域におけ

る行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。

(地方分権の推進に関する国の施策)

第五節 国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与(地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理及び執行に關し、国の行政機関が、地方公共団体又はその機関に対し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うことをいう。)、必置規制(国が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附屬機関を設置しなければならぬものとするをいう。)、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

(地方税財源の充実確保)

第八節 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自主的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。

(地方公共団体の行政体制の整備及び確立)

第七節 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

第三章 地方分権推進計画

(地方分権推進計画)

第八節 政府は、地方分権の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権推進計画を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、地方分権推進計画を作成したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 地方分権推進委員会

(設置)

第九節 総理府に、地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十節 委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八節に定める地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

2 委員会は、地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べ、

(勧告等の尊重)

第十一節 内閣総理大臣は、前条の勧告又は意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第十二節 委員会は、委員七人をもって組織する。

(委員)

第十三節 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十四節 委員会に、委員長を置き、委員の互選

によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十五節 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十六節 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十七節 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の八の次に次の一号を加える。

十九の九 地方分権推進委員会の委員
(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

理由

国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方分権推進法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方

分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方分権の推進に関する基本理念

地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

2 国及び地方公共団体の責務

(一) 国は、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、これを実施する責務を有すること。

(二) 地方公共団体は、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有すること。

(三) 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有すること。

3 地方分権の推進に関する基本方針

(一) 国と地方公共団体との役割分担

地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模

で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。

(二) 地方分権の推進に関する国の施策

国は、国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規制、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

(三) 地方税財源の充実確保

国は、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。

(四) 地方公共団体の行政体制の整備及び確立

地方公共団体は、行政及び財政の改革の推進その他必要な措置を講ずることにより地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとし、国は、地方公共団体に對し必要な支援を行うものとする。

4 地方分権推進計画

(一) 政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即し、地方分権推進計画を作成しなけ

ればならないこと。

(二) 内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

(三) 政府は、地方分権推進計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこと。

5 地方分権推進委員会

(一) 設置

総理府に、地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)を置くこと。

(二) 所掌事務

(1) 委員会は、地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づき、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告すること。

(2) 委員会は、地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べること。

(三) 勧告等の尊重

内閣総理大臣は、委員会の勧告又は意見を尊重しなければならないこと。

(四) 委員及び委員長

(1) 委員会は、委員七人をもって組織すること。

(2) 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

(3) 委員は、非常勤とすること。

- (4) 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定めること。
- (5) 資料の提出その他の協力等
- (1) 委員会は、必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。
- (2) 委員会は、特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査することができるものとする。
- (3) 委員会は、特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。
- (6) 事務局
- (1) 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。
- (2) 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置くこと。
- (3) 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理すること。
- (4) 政令への委任
- この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定めることができるものとする。
- 6 その他
- (一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- (二) この法律は、施行の日から起算して五年

を経過した日にその効力を失うものとする

二 議案の修正議決理由

(三) 關係法律の一部を改正すること。

國民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権の推進に關する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に關する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備しようとする本案は、妥当なものとするが、地方分権の推進に關する国の施策として講じられる整理及び合理化その他の整理及び合理化その他所要の措置とすること、内閣総理大臣は、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針について地方分権推進委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする、の必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

平成七年四月十四日

地方分権に關する特別委員長 笹川 堯
衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

(小字は修正)

(地方分権の推進に關する国の施策)

第五條 国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団

体に対する国の関与(地方公共団体又はその機關の事務の処理又は管理及び執行に關し、国の行政機関が、地方公共団体又はその機關に対し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うことをいう)、必置規制(国が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附屬機關を設置しなければならないものとするをいう)、地方公共団体の執行機関が国の機關として行う事務及び地方公共団体に對する国の負担金、補助金等の支出金の○整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

(勸告等の尊重)等

第十一條 内閣総理大臣は、前条の勸告又は意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の勸告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

平成七年四月十四日 衆議院会議録第二十二号

一一

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

(第十号の発送は都合により後日となるため、第二十一号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号二部 (税別) 三円 送料を 別記